

Q12

基準値を超える食品が見つかった場合の対応はどうなっているの？



A



国のガイドラインに基づく検査対象自治体17都県を中心に、地域で生産されたり、加工されたりした食品の安全を確保するために、モニタリング検査を実施しています。放射性物質の**基準値（第3章Q3参照）を超過した食品は回収・廃棄**されるほか、基準値の超過に地域的な広がりがある場合は**出荷制限**を行い、基準値を超過する食品が市場に流通しないよう取り組んでいます。

■ 食品中の放射性物質への対応の流れ

■ 食品中の放射性物質に関する基準値の設定

原子力安全委員会の示した指標値を暫定規制値として対応（平成23年3月17日～24年3月31日）
厚生労働省薬事・食品衛生審議会、食品安全委員会、放射線審議会での議論を踏まえ、基準値を設定（平成24年4月1日～）

■ 食品中の放射性物質に関する検査

17都県を中心に地方自治体において、検査計画に基づく検査を開始（平成23年3月18日～）
原子力災害対策本部において、地方自治体が策定する検査計画に対するガイドラインを策定（平成23年4月4日）

■ 基準値を超過する食品の回収、廃棄

食品衛生法に基づき、基準を超えた食品については、同一ロットの食品を回収、廃棄

■ 食品の出荷制限等

原子力災害対策特別措置法に基づき、基準を超えた地点の広がり等を踏まえ、県域又は県内の一部の区域を単位として出荷制限等を指示（平成23年3月21日～）

【原子力災害対策本部】

■ 食品の出荷制限等の解除

直近の1ヶ月以内の検査結果が、1市町村当たり、3か所以上、すべて基準値以下 など

【原子力災害対策本部】

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質の対策と現状について（令和3年11月）」

出荷制限とは

ある地域で産出されたある食品で基準値を超過する放射性セシウムが検出された場合、その地域と周辺地域のモニタリング検査を重点的にを行い、基準値を超過する食品に地域的な広がりがあるか判断します。生産地域に広がりがあると考えられる場合、地域・品目を指定して、原子力災害対策本部から、関係する都道府県知事に指示が出されます。この指示に基づき、関係する都道府県知事は、その地域からの出荷を差し控えるよう関係事業者などに要請します。

解除の条件

出荷制限の解除は、1市町村当たり3か所以上、直近1か月以内の検査結果がすべて基準値以下であるなどの条件を満たし、安全性が確認されたうえで、当該都道府県からの申請により行われます。

※出荷制限等の情報は、国や県、市区町村のウェブサイトで確認できます。

検査結果の状況 100Bq/kg超が検出された点数の推移

出荷前の検査 カッコ内は品目ごとの検査点数に対する検出件数の割合

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
基準値超過が見られた年度	野菜・いも類	167 (3.3%)	6 (0.05%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
	果実類・種実類	73 (5.8%)	15 (0.4%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (0.08%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
	米	9 (0.3%)	84 (1.0%)	28 (0.8%)	0 (0%)	2 (0.2%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
	麦類	2 (0.6%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
	豆類・雑穀類	18 (1.9%)	39 (0.5%)	59 (0.7%)	2 (0.06%)	3 (0.1%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (0.3%)
	肉類	261 (0.4%)	7 (0.005%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
	卵類	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
	原乳	3 (0.2%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
	茶	-	13 (1.7%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	-
	菌床	7 (2.4%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
栽培/飼養管理が可能な品目群	きのこ類	2 (1.7%)	6 (2.2%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	2 (0.6%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
	山菜類等(栽培)	286 (19%)	235 (13%)	0 (0%)	3 (0.1%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (0.04%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)

※ 収穫・調整作業において使用した器具から土地埃等が玄そばを交差汚染したもの

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
栽培/飼養管理困難な品目群	きのこ類(野生)	36 (13%)	82 (18%)	46 (8.5%)	34 (5.3%)	16 (2.4%)	20 (2.2%)	15 (1.6%)	25 (2.4%)	26 (4.2%)	22 (3.3%)	21 (1.6%)	13 (1.2%)
	山菜類等(野生)	28 (23%)	183 (13%)	138 (5.8%)	59 (2.1%)	63 (2.6%)	41 (1.2%)	29 (1.2%)	98 (3.8%)	58 (3.0%)	39 (2.4%)	27 (1.3%)	39 (0.9%)
	野生鳥獣肉類	373 (61%)	491 (40%)	417 (30%)	349 (26%)	166 (19%)	378 (22%)	130 (7.9%)	166 (7.8%)	69 (3.3%)	41 (1.2%)	55 (2.4%)	68 (2.1%)
	水産物(海産)	744 (16%)	830 (6.0%)	192 (1.2%)	50 (0.3%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (0.009%)	0 (0%)
	水産物(淡水産)	161 (18%)	240 (7.0%)	109 (3.1%)	50 (1.5%)	14 (0.6%)	11 (0.5%)	11 (0.5%)	5 (0.2%)	4 (0.2%)	1 (0.1%)	2 (0.2%)	0 (0%)
	はちみつ	1 (10%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)

米や麦、豆類、野菜類、茶、畜産物などの放射性物質は減少し、現在はほとんどが基準値を大きく下回っています。しかしながら野生のきのこや山菜、野生鳥獣肉類については生産者の管理が困難であるため、放射性物質の低減対策が難しく、引き続き注意が必要です。検査結果をもとに、基準値を超える可能性のある地域では、出荷制限等により、基準値を超える野生のきのこや山菜、野生鳥獣の肉が流通することのないよう取り組んでいます。安定して基準値を下回ることが確認されるまで、引き続き出荷制限等の措置を実施しています。

検査計画の例：栽培/飼養管理が困難な品目と、検査の継続する必要がある自治体を示しています

【検査対象品目及びその対象自治体】

		青森県	岩手県	秋田県	宮城県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	千葉県	埼玉県	東京都	神奈川県	新潟県	山梨県	長野県	静岡県
基準値超の品目	野生のきのこ・山菜類等	◎	◎	●	◎	◎	◎	●	●	◎	□	□	□	□	◎	◎	◎	◎
	野生鳥獣の肉類	□	◎	□	◎	●	◎	●	□	◎	□	□	□	□	□	□	□	□
	内水面魚種	-	-	-	□	-	◎	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-
基準値1/2超の品目	野生のきのこ・山菜類等	□	□	□	●	□	●	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
	内水面魚種	-	-	-	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	海産魚種	-	-	-	-	-	□	-	×	×	-	×	-	-	-	×	×	-

直近1年間(令和5年4月1日から令和6年2月29日まで)の結果に基づき分類

- ◎: 基準値超過が検出されたもの。
- : 基準値の1/2の超過が検出されたもの(基準値超過が検出されたものを除く。)
- : 対象品目の管理の困難性(野生のきのこ類・山菜類等)、移動性(野生鳥獣の肉類)、出荷制限の設定状況等(水産物)を考慮し検査が必要なもの。
- : 直近1年間の検査結果等に基づいた場合、当該自治体において検査対象として区分されないもの。
- ×: 該当なし。